

令和6年第1回臨時会

歌志内市議会会議録

第1日目（令和6年1月31日）

（午前9時59分 開会）

開会・開議宣告

- 議長（本田加津子君） おはようございます。
ただいまから、令和6年歌志内市議会第1回臨時会を開会いたします。
ただいま出席している議員は8名であります。
定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

- 議長（本田加津子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、議長において、4番松井敬道さん、5番川野敏夫さんを指名いたします。

会期の決定

- 議長（本田加津子君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
今臨時会の会期を本日1日間としたいと思います。
これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。
会期は本日1日間と決定いたしました。

諸般報告

- 議長（本田加津子君） 日程第3 諸般報告であります。
事務局長から報告をいたします。
三浦議会事務局長。
○議会事務局長（三浦悟君） 報告いたします。
この臨時会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案2件、報告2件であります。
次に、議長の報告であります。令和5年第4回定例会以降、昨日までの議会動向につきまして

しては、本日、別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（本田加津子君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

報 告 第 1 号

○議長（本田加津子君） 日程第4 報告第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

改めまして、おはようございます。

報告第1号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

専決処分の理由は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金における重点交付金の推奨事業について、交付限度額が確定したことから、地域活動支援及び燃油等価格高騰緊急支援を緊急的に行う必要があると判断したため、議会を招集する時間的余裕がないと認め、専決処分したものでございます。

次ページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、令和5年度歌志内市一般会計補正予算（第8号）。

次ページをお開き願います。

令和5年度歌志内市一般会計補正予算（第8号）。

令和5年度歌志内市一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,659万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億5,798万1,000円とする。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費3目広報広聴費7節報償費609万4,000円の増額補正は、地域活動支援事業として、燃油等価格高騰並びに今般の大雪による町内会館等の維持管理や公共的スペースの除雪、地域活動の活性化対策として、緊急臨時的支援として行政協力費を追加

交付するものでございます。

次に、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費につきましては、財源区分の変更で予算額について変更はございません。

次に、7款1項とも商工費1目商工業振興費18節負担金補助及び交付金1,180万円の増額補正は、燃油等価格高騰により市内宿泊事業者及び運輸旅客運送事業者の負担増を踏まえ、厳冬期に向け、さらに負担が見込まれることから、緊急的に支援金を交付するものでございます。

同じく4目観光費18節負担金補助及び交付金800万円の増額補正は、物価等の高騰により、旅行需要への影響から、事業運営及び経営に大きな影響を受ける宿泊業者に、泊まって割の追加支援を行うものでございます。

次に、15款1項1目とも予備費69万7,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものでございます。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費補助金3節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,159万1,000円の増額補正は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金における重点交付金の推奨事業について、交付額が決定したことによるものでございます。

次に、18款1項とも繰入金1目1節とも財政調整基金繰入金500万円の増額補正は、市独自の各事業の実施に伴う財源調整のため繰入れするものでございます。

以上で報告第1号専決処分の承認を求めることについての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） おはようございます。

ちょっと確認したいことがありますので、順に聞きたいと思います。

専決処分の内容、理由は御理解いたします。商工費とかで、お金を出したということなのですけれども、これ、チロルだとか、いろいろな施設がありますけれども、そこに対して、多分、補助しますということだと思っておりますけれども、これ、今まで、チロルだとかスキー場を運営しているところに対して出しているのですけれども、仮にこれ、チロルでいうと、チロルは、ここ数年500円で日帰りの金額、据え置きですとずっとやっているのですけれども、こういった補助金が入っているから、ずっと据え置きでできているのか、もしくは、その企業努力で500円で据え置きでできているのか。その辺をちょっと確認したいと思っております。

仮に、近隣の状況を見ると、結構、赤平も滝川も、日帰りの金額、宿泊の金額もそうなのですけれども、物価高騰、燃油高騰によって金額が上がっていることは上がっていると思うのです。それに対して、やはり、どういう形で、この補助金が入っているから据え置きできているのかどうなのか、その辺を確認しておきたい。

もう一つなのですけれども、仮に、チロルでいうと、この独立採算制に完全にした場合、本当に500円でやっていける状況なのかどうなのかということがちょっと不安なのですけれども、その辺どういうふうに考えられているのか聞きたいと思います。

○議長（本田加津子君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 補助金があるから日帰り入浴の500円据え置きしているのかという御質問ですが、議員も御存じのように、補助金に関しましては、これに限らず、今まで様々な補助金を交付してきております。そのほか、いろいろな改修費等も、いろいろ、現場の社員、特に社員が改修に伴っては、いろいろな努力をされております。これは通常、簡単に業者に改修を頼むと莫大な費用がかかる部分、それをいろいろな廃止した施設から、いろいろな中古の部品を購入したり、常にそういった努力をされて、経費を抑えている部分、そういった部分があります。

そういった部分で、日帰り入浴も、この500円、大変厳しい状況でありますけれども、これを上げるという考え方も一方ではあります、そうなるくと、また入館者の減にもつながっていきます。

去年は、レストランのメニュー、そういった部分も値上げ等を行いました。宿泊費も上げておりますので、そういった部分で、全体的に据え置きをしているという状況でございます。

また、独立採算制にした場合に、500円でできるのかとなった場合は、やはり、これも御存じのように、固定資産税の減免等も行っておりますし、改修費等の補助も行っておりますので、独立採算制となると、500円でやっていくことは厳しいと考えております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 僕個人の考え方としては、ずっと500円でやっていただければ、利用者の減少に少しは歯止めがかかってくるかと思うのですけれども、今後10年単位とかで考えたときに、今年度から一元化した施設とか、いろいろな大きいお金が動くかもしれない状況を見ると、そういうものがもし建った後、その補助金がどこまでそれをそういう施設にあてがえる状況になるのか。それがなかったら、本当にどんどん600円、1,000円、1,500円という形になっていくということを、私は危惧するところなのです。

やはり、長期的に、市のお金の使い方をどうするかということを考えていかなければならないと思うので、その辺を、産業、企画、いろいろなどところでお金の流れは考えられていると思うのですけれども、そういったところも考えて、今後のお金、財調の使い方、そういったところの考え方をちゃんとしていかないと、こういうふうに500円で据え置きしている状況が、どんどん上がってくる可能性もあるので、そういったところをきちんと考えて、方向性を見ていただきたいと思います。私は思っているのですけれども、市長、答弁いただけますか。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） このたびの専決処分につきましては、観光施設活性化推進事業に800万円を充てるということでございますけれども、また視点を変えて、今、女鹿議員がおっしゃった500円でどうなのかという問題と、今後のチロルの在り方ということではないかなと思います。

500円は、この近辺では安いのかなといいますが、ほかと比べて500円は安いかなと思います。また、それを上げることによって、入込客数がどうなのかということも懸念されるわけでございます。

やはり、上下水道代というものも非常に支出の多くを占めている、ウエートが大きいと。また、今ほど佐渡課長からお話があったように、施設が老朽化しておりますので、そういった手だてをしていかなければならないということもございます。

また、このチロルの湯の位置づけというものも、どのように考えていくのかということも今後いろいろ検討していかなければならないと思います。

全体含めて、公共施設、今後の更新等もございます。総体の床面積、公共施設等整備計画に

よりもすと、14万平方メートルの床面積を今現在持っているわけでございます。

そんな中、このたび、一元化施設、三つの施設を一つにする。2,000平米を1,500平米にするということで、これらについてもまちづくり、コンパクトシティを目指す、また人口減少に伴う2,700人に合致するような施設規模にしていかなければならないということは、今後いろいろ詰めていかなければならないと思っております。

そんな中で、チロルの湯の在り方というものも検討しながら、総体的に今後の在り方を検討していかなければならないと思っております。

独立採算制については、なかなか厳しいのかなと思います。その理由は、やはり、光熱水費、そしてまた、老朽化している施設ということもございますので、やはり、何らかの形で支援をしていかなければならないかと、今現在はそう思っております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） そうだと思います。

ただ、今後、人口減少が、2,700人、市長が言われたように、この人数で、どんどん10年後、15年後でどれぐらい減っているのかということになっていくと思うのですけれども、長期的に見て、その減った人口の人たちで、どこまで下支えできるのかという状況になってくると思うのです。

そういったときに、今回、一元化施設という大きな施設が建つ予定に話が進んでいますけれども、それが仮に建ったときに、10年、15年後に、1,500人になっているか分からないのですけれども、人口が。仮に1,500人になった状況の人口でどこまで、それがチロルを下支えをしないと駄目だし、新しい施設も当然それも支えていかなければならない。そういったことを考えていくとき、そうなったときに、お金の使い道というものは、やはり、どこかで1回、見直す形が多分出てくると思うので、それを今できる限り、この今いる人口の中で、どう考えていくかということが大切だと思うので、その辺をもう1回、3月に予算がありますけれども、どういうふうに予算が出てくるか、我々も分かりませんが、ちょっとその辺も考えながら議論したいと思っておりますので、もう1回、市長から答弁をお願いします。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 先日、議員の皆様も勉強会に出いただきましたけれども、歌志内の財政状況というお話もございました。

その中でも、基金の残という部分につきましては、非常にほかの町から比べると少ないということ。失礼いたしました。償還残です。起債償還残、それと基金残高、これについても、ある程度安定しているといえますか、ほかの町から比べると高いというお話をしていただきました。

私も、かねてから、歌志内の人口が少ない町ということ意識しながら、データをいろいろ分析したところでございますけれども、ちなみに令和4年度の決算、市町村の財政状況調べという部分がございますけれども、歌志内が令和4年度は2,790人、一番少ない町が、音威子府村で668人。歌志内よりも人口が少ない町が令和4年度決算で38でございます。その中で、地方債の1人当たり残高というものを調べてみますと、うちは上のほうから2番目という数字になっております。失礼いたしました。地方債1人当たり残高が2番目に少ない。また、基金1人当たり積立額が、歌志内15番目ということでございますけれども、いわゆる基金引く地方債残高、これを引きますと、プラスの数字になっておりまして、いわゆる自主的に基金が残るような格好になるわけでございますが、その数字にいけますと39自治体中、上から4番ということになります。

だからといって安心できるわけではございません。この前も財政状況の、財務局さんの講師の中のお話もございましたけれども、地方税5%と非常に少ないわけでございます。こういった数値を常に注視しながら、将来的な人口推移を見ながら、また財政状況を見ながら、そういった公共施設の在り方というものを検討していかなければならないと思っております。

どれもこれも必要だということではなくて、これはどうしたらいいだろうという時期はいずれ、いろいろな場面で来るのではないかと思います。そう考えております。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第1号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第1号は、報告のとおり承認されました。

報 告 第 2 号

○議長（本田加津子君） 日程第5 報告第2号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

報告第2号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

専決処分の理由は、令和6年1月1日に発生した能登地方を震源とする地震で、被災された方々を緊急的に支援する必要があると判断したため、議会を招集する時間的余裕がないと認め、専決処分したものでございます。

次ページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、令和5年度歌志内市一般会計補正予算（第9号）。

次ページをお開き願います。

令和5年度歌志内市一般会計補正予算（第9号）。

令和5年度歌志内市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、変更なし。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、2ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費25節寄附金100万円の増額補正は、令和6年1月1日に発生した能登地方を震源とする地震で、被災された方々を緊急的に支援するための災害見舞金でございます。

次に、15款1項1目とも予備費100万円の減額補正は、歳入歳出予算の調整でございます。

以上で、報告第2号専決処分の承認を求めることについての説明を終わりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第2号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第2号は、報告のとおり承認されました。

議 案 第 1 号

○議長（本田加津子君） 日程第6 議案第1号歌志内市手数料徴収条例及び歌志内市消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第1号歌志内市手数料徴収条例及び歌志内市消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）の公布等に伴い、戸籍法及び消防法等に規定する手数料の見直しを行うなど、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市手数料徴収条例及び歌志内市消防手数料徴収条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の1ページを御覧願います。

第1条は、歌志内市手数料徴収条例の一部改正でございます。

8の項から13の項までの戸籍法に係る改正規定ですが、資料は4ページにわたります。

これは、戸籍及び除籍に関する電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合における、交付事務の内容と手数料を徴収する金額を定め、9 - 2の項及び11 - 2の項の追加を行うとともに、法の施行に伴う引用条文を整備するものでございます。

次に20の項の改正規定ですが、資料の5ページを御覧願います。

鳥獣飼養許可証の交付実績がなく、今後の交付見込みもないことから、20の項を削除するものでございます。

次に、22の項の改正規定ですが、資料は6ページにわたります。

租税特別措置法の改正により、引用条文の整備をするものでございます。

第2条は、歌志内市消防手数料徴収条例の一部改正でございます。

別表は消防手数料を徴収する事務及びその手数料の額を示したものでございます。資料は7ページにわたります。

3の項は、消防法第11条第1項前段の規定に基づく、貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査をするものでございます。

このうち、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所に係る手数料を事務及び物件費等の増加に伴い、危険物の貯蔵最大数量に応じ改めるものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第1号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 2 号

○議長（本田加津子君） 日程第7 議案第2号令和5年度歌志内市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第2号の補正予算につきまして、御提案申し上げます。

議案第2号令和5年度歌志内市一般会計補正予算（第10号）。

令和5年度歌志内市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億1,198万1,000円とする。

2項は省略いたします。

以上、議案第2号の補正予算につきまして、御提案申し上げました。

事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（本田加津子君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） それでは、私のほうから、一般会計補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

1款1項1目とも議会費9節交際費5万円の増額、同じく2款総務費1項総務管理費1目一般管理費9節交際費10万円の増額は、弔意件数などの増加により予算に不足が生じる見込みから、増額補正するものでございます。

次に、7節報償費98万円の増額は、ふるさと応援寄附金の増額に伴う返礼品の増によるもので、同じく11節役務費48万5,000円から24節積立金350万円までの増額補正は、ふるさと応援寄附金の増額に伴う送料、決済手数料、事務委託料や、基金積立金の増によるものでございます。

次に、8款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費12節委託料5,000万円の増額及び5項住宅費1目住宅管理費14節工事請負費174万6,000円の増額補正は、降り始めである11月からの降雪量が多かったことから、市道の除雪及び市営住宅の雪庇落とし等の対応が予定を上回る状況となったことによる除雪経費の増額でございます。

次に、10款教育費5項青少年対策費、7ページにまいりまして、2目児童厚生施設費及び12款1項とも公債費1目元金は企業版ふるさと納税寄附金の収入などによる財源区分の変更によるもので、いずれも予算額に変更はございません。

次に、15款1項1目とも予備費308万4,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整であります。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

17款1項とも寄附金2目1節とも、ふるさと応援寄附金の400万円の増額補正は、ふるさと応援寄附金及び企業1社から申出がありました企業版ふるさと納税寄附金の増額によるものでございます。

次に、19款1項1目とも繰越金1節前年度繰越金5,000万円の増額補正は、前年度繰越金の一部を予算計上するものでございます。

以上で、議案第2号の補正予算事項別明細書についての御説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） おはようございます。

2点お伺いします。

1点目は、土木費の道路維持一般経費の除雪委託料の関係です。今シーズンの現在までの除雪と排雪の出動回数の実績と、補正予算を議決した場合の今後のそれぞれの予定回数を伺います。

次に同じく土木費の一般経費の除雪の関係です。補正は市営住宅の雪庇落としに係る補正ということでございますが、何か所分と申しますか、何回分を補正するのかを伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（本田加津子君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 私のほうから、現在までの除雪回数を御報告いたします。

11月、12月、それから1月の今日現在までの出動回数でございますけれども、24回除雪は出動しております。さらに今後の補正におかれましては、残り13回を早朝除雪ということで出動回数を見てございます。

それから、住宅のほうの関係になりますけれども、住宅においては、今回の補正については約60か所分の雪庇関係の経費に充てるということで補正をさせていただいているところでございます。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

山田課長。

○建設課長（山田元君） すみません。

排雪においては、現在までの排雪の出動回数でございますけれども、11月、それから12月、そして1月ということですが、11月は発生しておりませんので、12月が5回、1月が今現在ですけれども15回ということで、合わせて20回。

それと、最終的な排雪の補正の関係についての排雪回数でございますけれども、残り14回を追加して、全部で34回ということで考えております。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 私は、土木費のほうから聞いておきたいと思います。

近年、降ったり降らなかったり、降るときがものすごく降って大変な状況ではあるのですが、当初の予算から5,000万円、今回は補正、5,000万円が足りないということだと思っておりますけれども、これ、思い切って、当初の予算から5,000万円、6,000万円なりやっておいてもらって、最終的に使わなかったら、不要額でということの説明してもらえれば納得できるのではないかと思います。1回1回こうやって、補正をあげるより、当初予算で1回どんとあげてもらったほうが、除雪費用が足りないからちょっと1日待ってくれとか、そういうことに多分ならないとは思っておりますけれども、そういうことになると思うので、そういう予算のつけ方をやってもらえたらいいのではないかと思います。その辺、所管のほうでどのように考えているのか聞いておきたいと思います。

あと、雪庇なのですけれども、これは雪庇が出てきて出動する、人の多分、家に、そういったところで発生しているのだと思っておりますけれども、以前、私は雪庇防止で、ヒーターをつけたりという話をさせていただいた経過があります。今後、使用廃止で用途的にどういうふうにどこからどこまで使っていないところを壊していく、入っているところも違うところに移ってもらうということも出てくるとは思っておりますけれども、こういう補正があがってくるのであれば、そういう雪庇が出ない工夫を、市営住宅に工夫をしてやっていってもいいのではないかと私は思うのですが、以前聞いた経過もありますので、その辺の考え方も、もう1回聞いておきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） まず初めに、予算の取り方でございます。

常任委員会等々におかれましても、当初予算の持ち方、捉え方が若干少ないのではないかと、極端な話、億単位でも、ここ過去3年ベースで実績がある以上、そのぐらいの金額は持ったらどうなのかというお話、御質問もありましたが、次年度においては、若干ではございますけれども、数字を上乗せしてございます。これらにおいては、最低限の数字で予算要求をして、その都度ということで、この間、皆様方の御協力もいただきながら議会に諮っているわけでございますけれども、今後においても、財政当局のほうも含めて、内部協議をしていながら、次年度は若干ですけれども、予算を増額しておりますし、その次の年に向けても、また実績を鑑みて、検討していきたいと思っております。

それと、雪庇の関係については、ヒーター等々のお話をいただいております。今後、新たな建物、無落雪は別に、そういう雪が落ちるような構造の部分においては、当然検討していきたいと思っておりますし、一方で雪庇ガードのようなものも無落雪のところを含めて対応しております。経過を見守っているところでございますが、どうしてもヒーターの場合は電気代がかかってしまいますので、できる限り、効果の高い部分で、お金のかからない部分、トータルコストで一番安い部分を今検証しているところでございます。

したがって、昭和の住宅においては、これから改修するということは別に、そのまま最終的に解体していくというところにおいては、この作業が繰り返しになりますけれども、コンパクトシティを進めながら対応していかなければならない作業かと思っております。

以上です。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第2号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

閉 会 宣 告

○議長（本田加津子君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

これをもちまして、令和6年歌志内市議会第1回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

（午前10時44分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 本 田 加 津 子

署名議員 松 井 敬 道

署名議員 川 野 敏 夫